

江田島市広島東洋カープ後援会 会則

(目的)

第1条 広島東洋カープの活躍を願い、また更なる飛躍を祈念するとともに、このことを通じて江田島市のイメージアップに努め、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 本会は、江田島市広島東洋カープ後援会（以下「本会」という。）と称し、事務所を 江田島市能美町中町3699番地2(NPO法人江田島eスポーツクラブ内)に置く。

(事業)

第3条 本会の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 広島東洋カープの応援活動
- (2) 会員相互の親睦と交流
- (3) プロ野球応援観戦
- (4) 他の応援団との協働
- (5) 広島東洋カープ選手による野球教室の誘致
- (6) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

(会員)

第4条 本会の会員は、第1条の目的に賛同する者とする。

(会費)

第5条 本会の会員は、次に定める基準により会費を納めなければならない。

- (1) 年会費 2,000円 ただし、中学生以下は1,000円
- (2) 年度途中入会であっても年会費を全額徴収する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名

2 役員は、役員総会において互選により決定する。ただし、幹事は会長が会員のなかから指名する。

(顧問)

第7条 本会に顧問若干名をおくことができる。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、会長及び副会長を補佐し会務及び会計を管理する。
- 4 監事は、本会の業務並びに会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の在任期間とする。

2 役員再任は、これを防げない。

(会議)

第10条 本会役員総会を置き、会長がこれを招集する。

(役員総会)

第11条 役員総会は、年1回開催し、この会則に定めるもののほか、会則の変更、事業、予算、決算その他重要な事項を議決する。ただし、必要があると認めるときは、臨時にこれを開くことができる。

2 役員総会議決は、出席者の過半数をもってこれを決する。

(経費)

第12条 本会運営に要する経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会会計年度は、毎年 4月 1日に始まり、 3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成29年 5月18日から施行する。

2 平成30年 6月18日一部改正(第6条、第7条)